

質 疑 応 答 書

業務名：広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務

資料名及び該当箇所	質 問	回 答
実施要領 2 (4) イ	委託予定債権 714件 225,940千円とありますが、件数は主債務者の人数でしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、複数貸付を受けている等により、主債務者が重複している場合があります。
同上	委託予定債権 714件 225,940千円の内、過去に未収金回収業務として外部委託していた債権は、どの程度含まれていますでしょうか。(概算で結構です)	現在外部委託中の債権を、委託予定債権としています。よって、委託予定債権のすべてが、過去に未収金回収業務として外部委託していた債権となります。
実施要領 3 (2)	委託料は、回収実績金額によらず、5,088千円を上限とする。とありますが、契約期間中に回収実績により上限に達した場合は、どのような対応をお考えでしょうか。	回収実績金額によらず、5,088千円が上限となります。 基本的には、委託料上限を超えない範囲で、委託を行う予定としております。
実施要領 9	企画提案書(様式5)に以下の書類を添付し提出すること。とありますが、様式6~11は記載内容を満たしていれば、他の書式でも宜しいでしょうか。 ※電子データは留意事項に記載の通り Word で作成いたします。	記載内容を満たしていれば、他の書式を用いても問題ありません。

<p>仕様書9（3）イ</p>	<p>原則領収証書を交付しなければならない。とありますが、銀行振込による入金には既に払込票をもって領収証に代わるものと判断しており、改めて領収証の発行はしていませんが宜しいでしょうか。なお、現金書留等による受領の場合は領収証を交付いたします。</p>	<p>本市では、銀行振込の際の払込票を領収証とみなす取扱いを行っていません。</p> <p>このため、銀行振込にて入金があった場合でも、広島市会計規則第19条第1項の規定により、領収証書（別紙様式1参考）の交付が必要です（領収証書の交付を要しない旨の申出があったものは除きます。）。</p> <p>なお、送付する催告書等に『振込により納入される場合には、原則として、領収証書の交付を要しない旨の申出があったものとして、領収証書の交付を省略させていただきます。』</p> <p>領収証書が必要な場合には、領収証書の交付を希望される旨を申し出てください。』等と記載することで、領収証書の交付を省略することは可能です。この場合でも、債務者から領収証書の交付を希望する申出があった場合は、領収証書の交付が必要です。</p>
-----------------	---	---

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす

様式1「手書用領収証書」

(上)

No					
領 収 原 符					
氏 名 様					
広島市母子父子寡婦福祉資金償還金					
金 額					
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 扱者 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 領収印 </div> </div>					

(下)

No					
領 収 証 書					
氏 名 様					
広島市母子父子寡婦福祉資金償還金					
金 額					
上記のとおり領収しました。 広島市収納事務受託者 ○○○○ 法律事務所 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 扱者 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 領収印 </div> </div>					

2 枚 複 写

- 備考
- 1 天のつを施し、領収原符等がはずれないようにすること。
 - 2 最上段の「No.」は、印刷の際、通し番号を打っておくこと。